

緊急事態宣言を受けての当院の対応

2021年1月12日に、政府より緊急事態宣言が発令されました。期間は1月13日から2月7日までとされています。

日々、患者さま方もご不安の中お過ごしかと存じます。当院にも、診療についてのお電話をいただいております。

一方、日本歯科新聞の記事にもございます通り、歯科医院における歯科治療を通してのコロナ感染の報告は今のところございません。



また、ここ数日、各自治体では、コロナ禍の虫歯の増加の報告も相次いで上がってきております。また、歯周病に罹患していることで、新型コロナウイルス感染での重症化の可能性も示唆されております。

<https://www.igakuken.or.jp/r-info/covid-19-info16.html#r16>

そこで、当院は、患者様への感染対策、スタッフ内の感染対策を講じたうえで、緊急事態宣言下も診療を継続させていただきます。

※詳しくはトップページの「当院の新型コロナウイルス感染予防の取り組み（こちらはそれぞれの医院のコロナ対策ページやコンテンツの名前に変えてください。）」ご確認ください。

なお、今後の政府や栃木県の要請、日本歯科医師会等による要請や声明が発表された場合、そちらに基づき随時対応してまいります。